

リニア山梨県駅前エリア等における VR を活用したまちづくり支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 主旨

本実施要領は、「リニア山梨県駅前エリア等における VR を活用したまちづくり支援業務」を実施するにあたり、企画提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

リニア山梨県駅前エリア等における VR を活用したまちづくり支援業務

(2) 業務内容

リニア山梨県駅前エリア等における VR を活用したまちづくり支援業務 仕様書のとおり

(3) 委託限度額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 事業の所管課

企画部リニア交通室リニアプロジェクト推進課政策係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL : 055-237-5114 FAX : 055-220-6938

E-mail : rinia@city.kofu.lg.jp

3 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同体として参加する場合は、設計共同体の構成員すべてが次の（1）～（10）、（14）（15）の要件を満たし、いずれかの構成員が、（11）～（13）の要件を満たすこと。

（1）法人格を有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）

（4）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）

（5）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

（6）金融機関の取引停止処分がなされていないこと。

（7）解散又は廃業した法人でないこと。

（8）本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。

（9）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていないこと。

- (10) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (11) 令和8年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (12) 過去5年（令和3年4月1日以降）において建物、道路、公園等の公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討推進を目的としたVRまたはARシステムを作成した、元請け（共同体的場合は代表者）として契約を締結し履行完了した実績を有すること。
- (13) 下記の技術者を適切に配置できること。

【管理技術者】

ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

- ・一級建築士
- ・技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・技術士「建設部門」（都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市及び地方計画）
- ・空間情報総括監理技術者

イ 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

ウ 過去5年（令和3年4月1日以降）において建物、道路、公園等の公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討推進を目的としたVRまたはARシステムを作成した業務を、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有すること。

【照査技術者】

ア 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

(14) 設計共同体的場合、構成員は単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(15) 上述（1）～（14）のほか、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 提案等のスケジュール

項目	時期
----	----

(1) 実施要領の閲覧開始	令和8年4月15日(水)
(2) 質問書の受付期間	令和8年4月21日(火) 午後5時必着
(3) 質問書の回答期限	令和8年4月24日(金)
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年4月28日(火) 午後5時必着
(5) 参加資格審査結果の通知	令和8年5月8日(金)まで
(6) 企画提案書等の提出期限	令和8年5月18日(月) 午後5時必着
(7) 提案内容プレゼンテーション	令和8年5月21日(木) 午後1時以降
(8) 審査結果通知	プレゼンテーション審査から概ね5日以内

5 質問書の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限：令和8年4月21日(火) 午後5時必着
- (2) 提出書類：別途様式2「質問書」
- (3) 提出先：2-(4)のE-mailアドレス
- (4) 提出方法：電子メール

6 質問への回答

令和8年4月24日(金)午後5時までに、甲府市ホームページに掲載する。

7 参加表明にあたっての留意事項

- (1) 実施要領の承諾
参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用の負担
参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 使用言語等
提案に関して使用する言語は日本語とする。
- (4) 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、参加資格決定通知書の内容に関わらず返却しない。
- (5) 情報公開
提出された書類は、甲府市情報公開条例(平成12年12月21日条例第42号)に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) 追加資料の提出
提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

8 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限：令和8年4月28日(火) 午後5時(必着)
- (2) 提出場所：2-(4)に同じ

(3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 提出書類：次の書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式1）	1部
イ 企業の業務実績調書（様式3）	4部
ウ 業務実施体制（様式4）	4部
エ 配置予定技術者調書（様式5）	4部
オ 誓約書（様式6）	1部
カ 企業の実績を証する書類の写し	1部
キ 配置予定技術者の資格を証する書類の写し	1部
ク 配置予定技術者の雇用関係を証する書類の写し	1部
ケ 配置予定技術者の実績を証する書類の写し	1部
コ 設計共同体協定書もしくは覚書（設計共同体で参加する場合）（任意書式）	1部

9 参加資格決定通知書

(1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を精査し、「参加資格決定通知書」を令和8年5月8日（金）までに電子メールにより通知する。

(2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して3日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。市は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

10 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、「参加辞退届（様式8）」を、令和8年5月12日（火）までに、甲府市企画部リニア交通室リニアプロジェクト推進課まで提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

11 企画提案に当たっての留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に関する費用は、事業者の負担とする。

(2) 使用言語等

企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によることとする。

(3) 提出書類の取り扱い

提出書類については変更できないものとし、採用、不採用に関わらず返却しない。

(4) 提供資料の取り扱い

市から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(5) 情報公開

提出された書類は、甲府市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。

(6) 追加資料の提出

提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

(7) その他

ア 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

イ 企画提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として、参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示するなど、混同する可能性を排除すること。

1 2 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

9 - (1) により参加資格決定通知を受けたものは、企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年5月18日（月） 午後5時（必着）
- (2) 提出場所：2 - (4) に同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする）

1 3 企画提案に関する提出書類

- ア 企画提案書（鑑）（様式7） 9部
- イ 企画提案書（「1 4 企画提案書」の要領に従い作成すること） 9部
 - ・業務実施方針（様式任意） A4版1枚以内
 - ・特定テーマに関する技術提案（様式任意） A4版3枚以内

テーマ1	仕様書の性能要件の実現方法と、その「使いやすさ」を最大化する独自の工夫や、本市のまちづくり展開を見据えた拡張機能について
テーマ2	本市が取り組む「リニア駅前の公民連携のまちづくり」の伴走支援ツールとしての持続可能な運用・拡張計画について（アドバイス・サポート体制や、VRのライセンス・著作権など）

- ウ 参考見積（様式任意） 9部

- (1) 表紙にア 様式7「企画提案書」を使い、イと一緒に綴じること。
- (2) 企画提案書は代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を8部提出すること。

1 4 企画提案書

- (1) 企画提案書はA4で作成し、文字サイズは10ポイント以上とすること。
- (2) 企画提案書の記述内容は、本市の担当職員以外の職員が、提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。
- (3) 業務実施方針には、業務の実施方針、業務のフロー、工程計画について簡潔に記載する。
- (4) 特定テーマに関する技術提案には、本要領13に示した、特定テーマに対する取組方法を具体的に記載する。
- (5) 記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは可能とす

る。

15 見積書について

業務費用について見積書（任意様式）を提出すること。なお、可能な限り費用の内訳を記載することとする。参考見積は、積算の際の参考及び優先交渉権者を特定するための評価項目として用いる。なお、特定者には再度見積りを依頼することもある。

16 見積書作成に当たっての注意事項

- (1) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。
- (2) 通貨単位は円とする。
- (3) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

17 プロポーザル参加に際しての注意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。
ア 本要領に定める手続き以外の手法により、関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
ウ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
エ 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
オ 審査終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
カ その他、評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (2) 著作権・特許権等
企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (3) 複数提案の禁止
提案者は、複数の企画提案書等の提出はできない。
- (4) 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- (5) その他
参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

18 技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施場所、日時及び出席者
ア 実施場所：甲府市役所 本庁舎
イ 予定日時：令和8年5月21日（木）13時以降

- ・集合時間は別途通知する。
- ・1社あたり45分（プレゼンテーション30分／ヒアリング15分）程度を予定する。
- ウ 出席者：管理技術者、主務担当技術者を含む3名以内とする。代理者の出席は認めない。
- エ 設計共同体の場合は、グループで3名以内とすること。

(2) 進め方

- ア 提案者による企業紹介及び業務実施体制についてのプレゼンテーション
- イ 提案者による企画提案書の内容についてのプレゼンテーション
- ウ VRアプリケーションの実機または操作デモの実施（審査委員による体験含む）
- ウ 受託者選考審査委員によるヒアリング

(3) ヒアリングに出席しない場合

受注意意がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

(4) その他留意事項

- ア ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- イ ヒアリングにおける説明資料は提出済みの参加表明書及び企画提案書のみとし、新たな説明資料の追加は不可とするが、企画提案書をプレゼンテーション用に編集したスライド等を使用することを認める。
- ウ プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意するが、パソコン等その他必要な機材は参加者で用意すること。

19 優先交渉権者等の選定方法

選定は、参加資格選定、審査の内容について評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断される事業者を本件の優先交渉権者として選定する。

なお、本業務の受注者選考にあたっては、甲府市職員で組織する受託者選考審査委員会が、提出された企画提案書等の書類及び提案価格を評価し、優先交渉権者を選定する。

- (1) 評価については、受託者選考審査委員が、別表の「評価要領」により採点し、各委員の評価点合計が最も高い提案者を優先交渉権者とする。
- (2) 評価内容は、企業実績及び技術者の配置、企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容について評価する。
- (3) 事業者の決定
 - ア 審査結果による最高得点取得者を優先交渉権者として選定する。
 - イ 提案事業者が1者の場合、取得得点が6割以上であれば、優先交渉権者として決定する。
 - ウ 審査結果が同点となった場合は、業務実施能力及び企画提案内容の得点の合計が上位である者を優先交渉権者として選出する。（それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定するものとする。）
 - エ いずれの提案事業者の取得得点が6割に満たなかった場合は、最高得点者に対してヒアリングを行い、提案内容の修正可否等を協議のうえ、基準点を上回る修正がなされた場合において、当該最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。修正がなされない場合は、本プロポーザルは不調となる。

- (4) 選定結果については、以下のとおり通知する。
- ア 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付する。
 - イ それ以外の業者には、不採用の通知を送付する。
 - ウ 審査の結果は、決定後に優先交渉権者及び次点交渉権者の名称を市のホームページで公表するとともに、双方に電子メールにより通知する。
 - エ 審査結果内容に関わる質問や異議は一切受け付けない。

20 契約について

(1) 契約の交渉と契約

優先交渉権者と契約交渉を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次点交渉権者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

なお、協議の際にはプレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

(2) 費用の支払

仕様書に記載のすべての業務が完了したことを確認後に支払事務を行う。

(3) 守秘義務

受注者は本業務を施行中に知り得た内容について、他に漏らしてはならない。

(4) 損害賠償

本業務遂行中に受注者が本市ならびに第三者に損害を与えた場合は、直ちに本市にその状況及び内容を連絡し、本市の指示に従うものとする。また、損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

(5) 事故

本業務中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに本市に報告することとする。

21 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日条例第35号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を行うこと。

(2) 秘密保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

ア 本業務の受託者は、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 契約不適合責任

本業務の完了検査後1年以内に仕様書との不一致又は不備が発見された場合は、無償で是正措置を行うこととする。

(5) 費用弁償

仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、提出者の負担とする。

評価要領

(1) 企業・技術者評価基準

評価の着目点			評価			配点
			A	B	C	
企業実績	業務執行能力		令和3年度以降に完了した同種業務の実績の内容	国又は地方公共団体発注の「建物、道路、公園などの公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討を目的としたVR又はARシステム作成業務」を実施した実績 【10】	民間事業者発注の「建物、道路、公園などの公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討を目的としたVR又はARシステム作成業務」を実施した実績 【5】	10
	資格要件	技術者資格	技術者資格その他専門分野の内容	一級建築士、技術士「総合技術監理部門」（建設）又は技術士「建設部門」（都市及び地方計画）、RCCM（都市及び地方計画）、空間情報総括監理技術者のいずれかの資格を両名が有している。 【10】	空間情報総括監理技術者の資格を管理技術者が有している。 【5】	
管理技術者・ 照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	令和3年度以降に完了した同種業務の実績の内容	管理技術者が、国又は地方公共団体発注の「建物、道路、公園などの公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討を目的としたVR又はARシステム作成業務」を実施した実績を有している 【10】	管理技術者が、民間事業者発注の「建物、道路、公園などの公共空間を含んだ市街地再開発や整備検討を目的としたVR又はARシステム作成業務」を実施した実績を有している。 【5】	10
	配点合計					

評価要領

評価項目	評価基準	配点
業務実施能力	本市のまちづくり計画及び本業務の目的・内容を理解した上で、仕様書を満たした適切な提案となっているか	10
	類似業務（VR・3D都市モデル活用等）の実績を有し、本業務を確実に遂行できる能力があるか	10
	実施体制及びスケジュールが適切であり、円滑な業務遂行が見込まれるか	10
	本業務の効果を高める独自の工夫や提案がなされているか	10
企画提案内容	【性能要求への対応評価】 プレゼン時に、性能要件への対応を確認し、その操作性等を評価する。	
	ア 鳥瞰飛行および歩行者目線での移動がマウスの操作で自由自在にできる機能	5
	イ 定められた眺望点へ瞬時に視点を移動させる機能	5
	ウ 対象建築物や周辺環境を構成する任意の要素を移動・回転・拡大・削除できる配置検討機能	5
	エ ストリートファニチャーなどの什器や道路付属物、樹木などの多様な添景のデータを有し、かつ発注者が空間内の任意の位置に配置する機能	10
	オ 発注者等が任意の平面形状のボリュームモデルを作成する機能（ボリュームスタディ機能）	5
	カ 発注者等が造成地盤やベデストリアンデッキなどを簡易的に表現する機能	10
	キ 3（2）で作成したものに、発注者等が舗装や壁等の素材・色味の変更や、様々なテクスチャや添景を自由に添えることで、景観検討が可能な機能	15
	ク エ、オ、カ、キで操作した内容を保存し、次回以降起動時に再現できる機能	5
	ケ VR空間内で編集を行う際、下図となる資料（CADもしくは画像データ）を読み込むことができる機能	5
	コ VR空間上でのアニメーション作成機能及びその内容を動画ファイル（mp4形式等）で出力する機能（発注者が作成・編集できるものとする）	5
	サ 現況、ボリュームスタディ案を切り替えて対比させる比較検討機能	5
	シ VR画面上の2点間の距離や面積を測定できる機能	5
	ス VR画面上に二次元地図データを表示し、視点位置を同地図上に表示できる機能	5
	セ 対象エリアにおける日影の動的変化を連続的に表示できる機能	5
	上記以外の独自機能について（使いやすさを実現する工夫、今後のまちづくりの展開を踏まえた拡張機能など）	25
	【継続的な活用と拡張性】	
PLATEAU等のデータ活用や、将来的なデータ更新・追加が容易であるか	5	
今後の駅前エリアのまちづくり展開を見据え、本VRの更なる利活用提案や、そのアドバイス・サポート体制などに関する具体的な提案があるか	25	
ライセンス条件、著作権等を含め、次年度以降も様々な事業者とともに継続的に活用可能な構成となっているか	25	
参考見積	○参考見積額が委託限度額の95%以下の場合は、一律に10点とし、95%を超える価格の価格点については、次の計算により算出する。 $\text{価格点} = \frac{(\text{契約限度額}) - (\text{参考見積額})}{(\text{契約限度額}) - (\text{契約限度額の95\%})}$	10
配点合計		220

※評価（参考見積は除く）は、次に示す6段階評価とする。採点は各項目の配点に評価ごとの係数を乗じて算出する。

評価	評価の意味合い	
A	特に優れている、高度な能力を有する	1.0
B	優れている、十分な能力を有する。	0.8
C	普通、標準。	0.6
D	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	0.4
E	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	0.2
F	指定した記述項目が網羅されていない、又は不適切な記述内容である。	0.0